

ESRI統計より：国民経済計算

2008SNAへの対応：
確定給付型企业年金に係る
発生主義での退職一時金の
記録の変更

経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課
前田 知温

はじめに

2016年12月に我が国の国民経済計算（以降、「JSNA」という。）は、平成23年基準改定値である平成27年年度推計を公表し、従来の1993SNAから2008SNAに対応した統計となった。本稿では、2008SNAへの対応による変更である「確定給付（DB）型企业年金に係る発生主義での記録の変更」に関してフロー面、特に雇用者の退職時に雇主が支払う「退職一時金」における概念上、水準上の影響について述べていく。

概要と背景

「発生主義」というのは、取引の記録時点に関する1つの考え方であり、「現金主義」と対比される概念である。確定給付型企业年金に係る取引において、1993SNAは実際に支払われた時点で記録する「現金主義」であったのに対し、2008SNA マニュアルでは、雇用関係をベースとする社会保険制度（確定給付型制度）に係る取引を「発生主義」で記録するよう勧告されている。JSNAでも2008SNA対応に伴い、平成23年基準改定において、債務の発生時にその発生額を記録する「発生主義」を貫徹することとした。

「確定給付型」が議論の対象となるのは、概ね勤務期間に応じてその給付金額が決まる制度であるため、企業や雇用者がその給付に備えて積み立てた金額と、実際に発生する給付金額が異なる可能性があることが背景にある。比較対象として「確定拠出型」を例にすると、企業や雇用者による積立金そのまま給付金額となることから、「確定拠出型」では両者に差異は無いことが分かる。

2008SNAのマニュアルで確定給付型企业年金に関しての発生主義の記録を行うよう勧告が生まれた背景

には、企業会計基準の変化がある。1993SNAにおいては、確定給付型企业年金に関して発生主義に基づく記録の考え方に関する記載は存在していなかった。しかし、退職給付に関して発生主義に基づく企業会計基準が国際的に普及し、我が国においても2000年以降企業会計基準に「退職給付会計」が導入されることになった。「退職給付会計」では企業が抱える雇用者に対して将来退職後に支払う額を現在の価値で計算し、年金資産がその給付に必要な額をいくら不足しているか（積立不足）を記録しており、この「将来支払う額を現在の価値で計算して記録する」という考え方が確定給付型年金における「発生主義」での記録につながる。2008SNAのマニュアルではこの考えに準拠した勧告が行われたことから、JSNAでは確定給付型企业年金について「発生主義」での記録の貫徹をすることとなった。

概念上の変化

まず、概念上の変化を述べるうえで確定給付型企业年金の制度について述べる。前述のとおり、確定給付型企业年金は、概ね勤務期間に応じてその給付金額が決まる制度である。そのため、将来的に年金を受給することができる権利である年金受給権は雇用者の勤続年数が1年増えるごとに増加する。この増分のことを企業会計では「勤務費用」と定義・記録しており、確定給付型企业年金制度に係る雇主の社会負担については、従前は実際に雇主が支払った掛金等負担分をその時点で記録する扱いだったものが、2008SNAでは、当期における追加的な勤務に応じた受給権の増分を記録することとされる。

ここでは、「退職一時金」に関する扱いが大きく変更となったことを挙げておきたい。1993SNAでは、「雇主の社会負担」は各種年金制度への掛金の雇主負担分を「雇主の現実社会負担」、無基金制度の掛金について「雇主の帰属社会負担」として当該期における実際の支払額を当該期に積み立てられたものとして記録しており、「退職一時金」は無基金制度であることから、同じく当該期における実際の退職一時金の支払い額が、同時期に積み立てられたものとして「雇主の帰属社会負担」として計上されていた。2008SNAでは、発生主義化に伴い「退職一時金」は確定給付型企业年金制度に含まれることとなったため、実際の支払

いが「退職一時金」として「雇主の現実社会負担」内で計上される。また、「雇主の帰属社会負担」¹は、当期における追加的な勤務に応じた年金受給権の増分から実際に支払った「退職一時金」を引いたバランス項目となる。そのため、平成23年基準では、従来まで支払分を記録していた「退職一時金」は、その支払額自体は内訳として計上されるものの、「雇主の社会負担」や「雇用者報酬」などの上位項目で水準には影響しない。

水準面での変化

まず、先ほどの「退職一時金」の変更を含む確定給付型企業年金の記録方法の変更は「雇用者報酬」の水準には影響するものの、「営業余剰・混合所得」がバランス項目であるため、GDPの水準への影響はない。

また、分配面において家計の「所得支出勘定」を見てみると、「第1次所得の分配勘定」において「雇用者報酬」の一部である「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」として受け取るものの、「所得の第2次分配勘定」の「純社会負担」において「雇主の社会負担」は支払うこととなるため、キャンセルアウトされ「可処分所得」には影響せず、年金受給権の変動において記録方法が変更となったことのみが水準に影響する。

「雇用者報酬」の水準変化を確認してみると（図表1）、「雇用者報酬」は2010年度～2014年度まで全体として上方改定となっている。しかし、各項目を平成17年基準と現基準である平成23年基準で比較すると（図表2）、「賃金・俸給」が上方改定になっているのに対して、「雇主の社会負担」²が下方改定となっている傾向が見て取れる。ただし、あくまでこれは団塊の世代の雇用者の減少に伴うものだと解釈することができるため、概念上必ず低下するという訳ではないということに留意が必要である。

結び

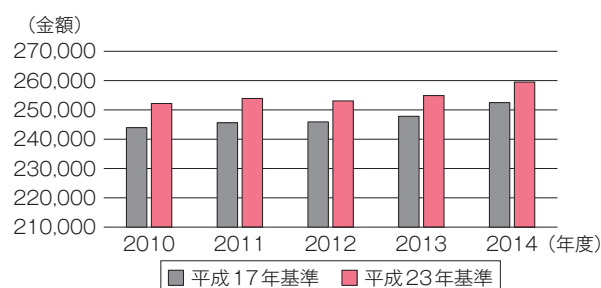
これまで見てきたように、2008SNAでの確定給付型企業年金に係る記録の変更とは、企業が実際に将来の給付に備えて支払った額を記録する「現金主義」から雇用者の勤務期間に応じて増加する企業の将来年金

負担をその時点で記録する「発生主義」に変更したことによるもので、SNAの原則である「発生主義」がより貫徹されるようになったものである。この変更は、企業会計において退職給付を発生主義に基づいて記録するという国際的な潮流がSNAの国際基準にも反映されるようになったものであるといえよう。

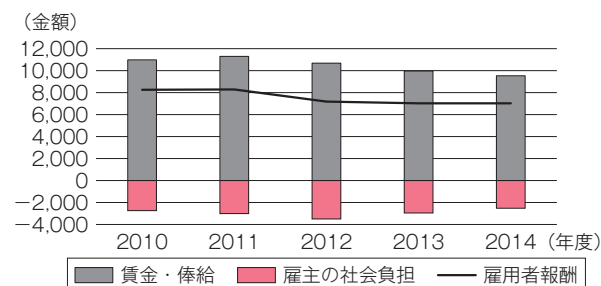
水準面の変化として「雇用者報酬」は「賃金・俸給」が上方改定となったため、全体として上方改定となったが、「雇主の社会負担」は下方改定されたことを示した。

本稿がJSNAの基準改定、そしてSNAに対する理解の一助となれば幸いである。

図表1 雇用者報酬の基準改定前後における動き



図表2 雇用者報酬の項目別改定幅



参考文献

- 多田洋介(2013)「SNAにおける確定給付型企業年金の発生主義の記録に関する考察」季刊国民経済計算No.151
- 中尾隆宏(2017)「我が国SNAにおける確定給付型企業年金等の記録方法の変更について」季刊国民経済計算No.161
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部(2017)「国民経済計算の平成23年基準改定の概要について～2008SNAへの対応を中心に～」季刊国民経済計算No.161

前田 知温 (まえだ ともあつ)

1 「雇主の帰属社会負担」には実際は発生主義により受給権を記録しない公務員の退職一時金や、公務災害補償、労働者災害責任保険などが含まれるが、ここでは年金基金に関連する部分のみを「雇主の帰属社会負担」として述べている。
 2 「雇主の社会負担」は「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分割することが可能だが、「退職一時金」の位置づけなど概念が大きく変更となっているため、単純に比較はできず「雇主の社会負担」としてまとめて比較する。